

前 障
令和2年4月30日

放課後等デイサービス事業者 様
児童発達支援事業者 様

前橋市長 山 本 龍
(公印省略)

緊急事態宣言発令に伴う放課後等デイサービス等の取扱いについて(第二報)

放課後等デイサービス及び児童発達支援事業者の皆様には、新型コロナウイルスへの感染リスクを最小限に抑えるため、さまざまなお取組をいただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大されたことに伴い、令和2年4月21日(火)から令和2年5月6日(水)までの間における放課後等デイサービス・児童発達支援の提供に係る取扱いにつきましては、令和2年4月20日付け発出の前橋市長通知(別紙)によりお示しさせていただいたところであります。

こうした中、本市立学校の臨時休業期間が延長されたことを受けまして、放課後等デイサービス・児童発達支援の提供に係る取扱いにつきましても、令和2年5月31日(日)まで延長させていただくことといたしましたので通知いたします。

よろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

前橋市役所障害福祉課

障害政策係

電話 027-220-5713

FAX 027-223-8856

前 障

令和2年4月20日

放課後等デイサービス事業者 様
児童発達支援事業者 様

前橋市長 山 本 龍
(公印省略)

緊急事態宣言発令に伴う放課後等デイサービス等の取扱いについて(通知)

令和2年4月16日付けで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大されました。

現在、群馬県においては、社会福祉施設の使用制限及び使用停止に係る要請は出されておりませんが、放課後等デイサービス・児童発達支援の提供に当たっては、「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について(令和2年4月7日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)」を十分留意いただくとともに、下記のとおり取り扱いますよう、お願いいたします。

記

1 取扱い方針

- (1) 事業者は、児童の状況や家族の状況を踏まえ、保護者に対し、児童が居宅で過ごすことが可能な場合は通所を控えていただくよう依頼すること。
- (2) 上記(1)により児童が通所を控えた場合には、事業者は、居宅への訪問、電話その他の方法により児童の健康管理や相談支援を行うなど、可能な範囲での代替的な支援の実施を検討すること。代替的な支援を行った場合の報酬等の取扱いについては、「放課後等デイサービスQ&A(令和2年4月13日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)」を参照のこと。

2 取扱期間

令和2年4月21日(火)から令和2年5月6日(水)まで

【問い合わせ先】

前橋市役所障害福祉課

障害政策係

電話 027-220-5713

FAX 027-223-8856